

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 負担金について、1立方メートル当たりの負担額の算出根拠を改正します。
- 2 その他所要の改正を行います。
- 3 この規程は、平成30年6月1日から施行します。